

税の川通信

国税庁資料「事業者の皆様へ（区分経理から消費税申告書作成まで）」

を読んで

消費税率の引上げとともに複数税率（いわゆる「軽減税率制度」）が導入され、国税庁HPに「事業者の皆様へ（区分経理から消費税申告書作成まで）」と題する制度実施後における消費税申告書の作成に当たって、事業者の皆様にご留意いただきたい事項などをまとめた資料が公開されています。この資料を基に仕入税額控除額を計算するうえで注意が必要と思われる点について紹介したいと思います。なお、以下の文章中で「○」が付されている段落は、資料から引用した文章です。

1ページ目 軽減税率制度実施後の消費税申告書作成までのイメージ
○ 軽減税率制度の下での消費税



鈴木雅彦税理士事務所
公認会計士・税理士
鈴木俊彦

申告書の作成に当たっては、取引を税率の異なることに区分して記帳（区分経理）した帳簿等に基づき消費税額を計算することとなりますので、区分経理を適切に行うことが重要です。

会計仕訳の入力にクレジットカードの利用明細を利用している方もいると思います。しかし、クレジットカードの利用明細には適用税率が記載されていないため、カード使用者ではない経理担当者では税率の区分が適切に判断できない場合があります。このため、区分経理を適切に行うためには、カード使用時に受け取ったレシート等も経理担当者の元に届くようにし、経理担当者が適用税率を確認できるようにするといった対応が必要です。なお、令和5年10月から導入が予定されている適格請求書等保存方式（インボイス方式）を見越して考えると、すべてのレシート等の保存が行えるよう、社内の業務フローの見直しをしておくことをお勧めします。

また、近年ではクラウド型の会計ソフトを中心に、クレジットカード

の利用明細や銀行の取引明細のWeb提供サービスと連携して会計仕訳を作成する機能が提供されています。この機能の多くは取引単位ごとに会計仕訳を自動作成するため、例えば、雑貨（標準税率）と飲食品（軽減税率）を同時に購入してカード決済したような場合に、1回のカード決済を適用税率ごとに区分して会計仕訳を作成することができません。このような場合には、適用税率ごとに税率区分の修正を行う追加の仕訳が必要になるため、利用する際には留意が必要です。

9ページ目 誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合

○ 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」の保存が必要です。

○ 例えば、誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合には、取引先に対して「取引の事実」に基づくレシートの

再交付を依頼するといった対応が必要となります。

インボイス方式を見越して考えると、このような対応をとることも必要だと思いますが、現実的には再交付の請求ができない場合の方が多いのではないのでしょうか。そこで、再交付を受けられない場合、どのように区分経理すべきかが問題となります。

現行の仕入税額控除では、標準税率適用の課税仕入については支払対価の額の110分の7・8を、軽減税率適用の課税仕入については支払対価の額の108分の6・24を控除することとされています。そして、税率区分の判定は、レシートの記載に基づくのではなく、実際の取引内容に基づいて行う必要があります。

このため、誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領したとしても、実際の取引内容に基づいて、適切な税率区分により控除税額の計算をすることになります。したがって、レシートに記載された実際に支払った金額を税込の支払対価の額とし、取引の内容に応じた適切な適用税率で区分経理することになるものと考えられます。なお、当該レシートに「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない場合には、これらの事項の追記も必要です。